

# 令和8年度 第1回垂水市地域公共交通活性化協議会

【書面開催】

## 会 次 第

### 議 事

- |       |                             |                     |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 議案第1号 | 内ノ野及び小谷ルート担当事業者変更について       | ・・・2                |
| 議案第2号 | 令和8事業年度フィーダー補助の変更届出<br>について | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |



垂水市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和8年度版

任期 令和6年6月1日～令和8年5月31日

区分	所属	職名	氏名
垂水市長又はその指名する者	垂水市	副市長	松原 寛
	垂水市福祉課	課長	大迫 均
	垂水市教育委員会教育総務課	課長	堀留 豊
一般乗合旅客自動車運送事業者	鹿児島交通株式会社	乗合営業部 課長	石田 洋介
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	株式会社藤川	代表取締役	八木 申一郎
	株式会社ハニホールディングス	代表取締役	米盛 紀世実
	有限会社オダ	代表取締役	小田 美代子
	協和タクシー	代表	小森 勇
公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会	事務局長	治郎丸 宏
一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会	事務局長	中友 潔
道路管理者又はその指名する者	九州地方整備局大隅河川国道事務所	垂水国道維持出張所長	藤野 正志
	鹿児島県大隅地域振興局建設部建設総務課	課長	高良 尚男
	垂水市土木課	課長	福留 健一
鹿児島県警察鹿屋警察署垂水幹部派出所長又はその指名する者	鹿児島県警察鹿屋警察署	垂水幹部派出所長	内 隆志郎
住民又は利用者を代表する者	垂水市振興会長連絡協議会	監事	高野 春人
	垂水市高齢者クラブ連合会	会長	西 玲子
	垂水市PTA連絡協議会	会長	大坪 由香
	垂水市商工会	会長	川井田 守
国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	九州運輸局鹿児島運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画専門官	榊 登志幸
	九州運輸局鹿児島運輸支局	輸送監査担当 首席運輸企画専門官	中村 翔
一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	協和タクシー	—	山崎 勝矢
鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部交通政策課	陸上交通係長	神園 健五
垂水市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体	該当なし		
学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者	鹿児島県大隅地域振興局総務部総務企画課	課長	新屋 公二郎

職名	氏名
事務局長（企画政策課長）	羽生 文彦
事務局次長（地域振興係長）	福島 康彦
事務局（地域振興係主任主事）	村山 徹

## 議案第1号 内ノ野及び小谷ルート担当事業者変更について

### 1 現況

本市乗合タクシーの内ノ野・小谷ルートについては、南海タクシー（株式会社ハニホールディングス；旧南海交通株式会社）が担当

### 2 経過

○令和8年3月17日

ハニホールディングス竹之内統括部長氏より、事業譲渡の報告

（内容）

令和8年5月31日をもって、乗合タクシーを含むタクシー事業を有限会社オダへ譲渡する（翌日、書面にて事業譲渡の報告受領）。

南海タクシーの屋号については、当面の間使用することから、予約先やルート等、対外的な変更はなし（代表者の変更のみ）。

○令和8年4月

沿線ルート在住の住民へチラシ送付（周知及び住民説明会開催案内）

- ・水之上地区で開催された「おんだんこら祭り」での周知及び乗合タクシー周知活動（4/5）
- ・住民説明会の開催（4/13）

### 3 今後の担当割（令和8年6月1日以降）

市木ルート／協和タクシー

大野ルート／ハロータクシー（有限会社オダ）

**内ノ野・小谷ルート／南海タクシー（有限会社オダ）**

北部ルート／協和タクシー ※有限会社オダと輪番

## 議案第2号 令和8事業年度フィーダー補助の変更届出について

議案第1号のとおり、内ノ野・小谷ルートの事業者（代表者）が有限会社オダに変更することに伴い、令和8事業年度（R7.10.1～R8.9.30）フィーダー補助の変更届出を次頁のとおり、鹿児島運輸支局へ提出したい。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 垂水市地域公共交通活性化協議会  
会長 松原 寛  
住 所 鹿児島県垂水市上町114

地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
令和8年6月1日
- 変更箇所  
表1の申請番号3、4番の系統において、運送予定者を「株式会社ハニホールディングス」から「有限会社オダ」へ変更。
- 変更理由  
「株式会社ハニホールディングス」から「有限会社オダ」へ事業の譲渡を行う予定のため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						基準ハデ 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
垂水市	小森 勇 (協和タクシー)	(1) 市木地区～中央地区	市木地区			.km .km	300日	2,100.0回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続	③	
	(有)オダ	(2) 大野地区～中央地区	大野地区			.km .km	300日	1,500.0回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続	③	
	(有)オダ	(3) 水之上地区(内ノ野ルート)～中央地区	水之上地区			.km .km	300日	1,500.0回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続	③	
	(有)オダ	(4) 水之上・新城地区(小谷ルート)～中央地区	水之上・新城地区	境・牛根・松ヶ崎・協和地区			.km .km	300日	1,500.0回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続	③
	小森 勇 (協和タクシー)	(5) 北部地区～中央地区				.km .km	146日	584.0回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統である鹿児島交通の志布志線、地域間幹線バス系統である桜島港線と垂水港バス停にて接続	①	
						.km .km									
						.km .km									
						.km .km									
						.km .km									
						.km .km									

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和8年4月13日

(名称) 垂水市地域公共交通活性化協議会

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

## 《公共交通における課題》

垂水市は南北に長い地形で、国道沿線を中心に集落が形成されているため、路線バスも国道沿線のみで運行されている。しかしながら、国道から内陸部に入ったところに形成された集落も多く、交通空白地域あるいは交通不便地域となっている。

また、本市では過疎化・高齢化が急速に進んでおり、令和2年国勢調査で高齢化率43.1%となっている。こうした中で高齢者の運転免許証返納者数は増加傾向にあり、高齢者の日々の生活、健康づくりや生きがいづくりの観点からも、高齢者等の移動手段確保が求められている。

加えて、自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

## 《事前予約型乗合タクシーの必要性》

上記課題へ対応するため、コミュニティバスを運行していたが、利用者が年々減少していたことから、平成21年11月末で廃止し、代替交通手段及び一部交通空白地域の新たな交通手段として、同年12月から事前予約型乗合タクシー（以下、乗合タクシー）の実証運行を行い、平成24年4月から本格運行へ移行した。

利用者は高齢者が多く、通院・買い物等が利用目的であることから、高齢者等の交通弱者の移動手段として、生活の質的向上に役立っており、利用者にとって日常生活の交通手段として欠かせないものとなっている。

また、令和6年5月に「ドア・ツー・ドア方式」の実証運行を開始し、同年10月より本格運行となった。

加えて、同年12月より本年2月まで市北部における乗合タクシー実証運行を行い、本年10月の本格運行を目指している。また、既存ルートへの延伸や中央地区停留所の増設等も併せて実施する方向で進めている。

今後も交通空白地域や交通不便地域の解消や高齢者等の交通弱者の生活移動手段の確保を目的として、運行事業者と連携し、運行時間の見直しやルート変更等、利便性の向上を図りながら、乗合タクシーの運行を継続する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

**事前予約型乗合タクシーの利用者数**

全てのルートにおいて引き続き潜在的な利用者の開拓を行うとともに、対象地域住民のニーズを把握しながら利用者の利便性向上に努め、コロナ禍前（令和元年度／7,702人）の95%水準以上の回復（令和10年度／7,320人）を目指す。

令和8年度	⇒	令和10年度 (計画最終年度)
7,000人		7,320人

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P63 参照)

**直近1年間で路線バスを利用した割合**

地域内交通の利便性向上や効果的なモビリティ・マネジメントの実施により、利用促進が図れているか把握するため、市民アンケート調査で直近1年間の路線バスの利用状況を尋ね、概ね5人に1人が「利用した」と回答することを目指す。

令和8年度	⇒	令和10年度 (計画最終年度)
12.0%		20.0%

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P63 参照)

**公共交通への財政負担額（住民1人あたりの負担額）**

新たな運行形態の検討・導入に係る費用増大、効率化による費用縮減等を鑑み、令和10年度は現状維持（令和5年度／6,585円）を目指す。

令和8年度	⇒	令和10年度 (計画最終年度)
7,000円		6,585円

※本市地域公共交通計画には、令和8年度の目標値記載はないが、計画最終年度の目標値達成に向け、段階的に目標値を設定している。

(垂水市地域公共交通計画 P64 参照)

## (2) 事業の効果

事前予約型乗合タクシーを運行することにより、交通空白・交通不便地域の高齢者等、買物弱者に対して日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間交通ネットワークと連携することで、効率的な運行体系が実現し、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・事前予約型乗合タクシーをドア・ツー・ドア型へ移行し、利便性の向上を図る。(垂水市、交通事業者)
- ・交通空白地となっている市北部や市南部へ運行区間を拡大するなど、安心して生活するための移動手段を確保する。(垂水市、交通事業者)
- ・バス待ち環境の充実を図る。(垂水市、交通事業者、関係事業者)
- ・各ターゲット層(子ども、学生、高齢者、転入者等)にモビリティ・マネジメントを行う。(垂水市、交通事業者、関係事業者、市民)
- ・バスやタクシーの運転業務に興味・関心を持ってもらえるように、市報等を活用して仕事内容に関する情報発信を行うなど、交通事業者と協働して人手不足の解消に取り組む。(垂水市、交通事業者)

(垂水市地域公共交通計画 P52～62 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
- ・別紙1「運行計画表」を添付

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

事業者に委託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を協議会が負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

評価指標	データ取得方法	モニタリング実施時期
事前予約型乗合タクシーの利用者数	市が所有するデータ	毎年実施
バス待ち環境の整備箇所数	市が所有するデータ	毎年実施
多様な関係者との連携による利用促進の取組件数	市が所有するデータ	毎年実施
直近1年間で路線バスを利用した割合	市民アンケート調査	計画最終年度に実施 (中間評価も想定)
地域の実情に合った交通サービスの調査・検討件数	市が所有するデータ	毎年実施
住民座談会の開催回数	市が所有するデータ	毎年実施
公共交通への財政負担額	市が所有するデータ	毎年実施
事前予約型乗合タクシーの収支差	市が所有するデータ	毎年実施

(垂水市地域公共交通計画 P64～65 参照)

事業の実施にあたっては、垂水市地域公共交通活性化協議会で PDCA サイクルに沿って、計画期間である5年間の全体評価を行う。また、社会情勢や地域ニーズの変化に合わせて、実施事業を適宜評価・検証し、事業内容の見直しや改善を行いながら目標達成に向けて推進する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成24年3月	垂水市地域公共交通活性化協議会を開催し、生活交通ネットワーク計画について協議、承認された。
・平成24年6月	実証運行期間の実績報告
・平成25年3月	本格運行開始1年の経過報告
・平成25年6月	H26生活交通ネットワーク計画の協議を行い、合意を得る。
・平成26年3月	平成25年度の経過報告
・平成26年6月	H27生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。
・平成27年3月	平成26年度の経過報告
・平成27年6月	H28生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。
・平成28年3月	平成27年度の経過報告
・平成28年6月	H29生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。
・平成29年3月	平成28年度の経過報告
・平成29年7月	H30生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。
・平成30年3月	平成29年度の経過報告
・平成30年6月	H31生活交通ネットワーク計画について持ち回りで合意を得る。
・平成31年3月	平成30年度の経過報告 運行日の変更に係る協議を行い、国民の休日及び振替休日は運行することで承認を得る。
・令和元年6月	R2地域内フィーダー系統確保維持計画について持ち回りで合意を得る。
・令和2年3月	令和元年度の経過報告
・令和2年7月	運行便数及び時間変更に係る協議を書面にて行い、R3地域内フィーダー系統確保維持計画において、市木ルートは3便、他3ルートは1便増便し、市木ルートの第1便は時間変更することで承認を得る。 R3地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。
・令和3年1月	令和2年度の経過報告（書面開催）
・令和3年6月	垂水市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る協議を書面にて行い、協議会への地域公共交通会議の機能付加及び委員追加について承認を得る。 運行時間変更に係る協議を書面にて行い、大野ルート4便を時間変更することで承認を得る。 R3地域内フィーダー系統確保維持計画の変更及びR4地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。
・令和4年1月	令和3年度の実績報告、事業評価（書面開催）
・令和4年6月	R5地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。
・令和5年1月	令和4年度の実績報告、事業評価
・令和5年6月	R6地域内フィーダー系統確保維持計画について承認を得る。
・令和5年12月	令和5年度の実績報告、事業評価
・令和6年2月	垂水市地域公共交通活性化協議会規約改正について承認を得る。 垂水市地域公共交通計画骨子案について承認を得る。

・ 令和6年3月	垂水市地域公共交通計画（案）について承認を得る。 事前予約型乗合タクシー「ドア・ツー・ドア方式」実証運行について承認を得る。
・ 令和6年6月	実証運行期間の検証結果報告 垂水市地域公共交通計画について承認を得る。 R7 <u>地域公共交通計画別紙</u> について承認を得る。
・ 令和6年10月	市北部における乗合タクシー実証運行（R6.12/9～R6.2/22）について承認を得る。
・ 令和7年1月	令和6年度の実績報告、事業評価
・ 令和7年3月	実証運行結果報告及び乗合タクシールート拡大（本格運行への移行及びルート延伸等）について承認を得る。
・ 令和7年5月	乗合タクシールート拡大の事業計画、運行計画の承認を得る。
・ 令和7年6月	垂水市地域公共交通計画の連動化、R8 <u>地域公共交通計画別紙</u> について承認を得る。
・ 令和8年1月	令和7年度の実績報告、事業評価
・ 令和8年4月	垂水市地域公共交通計画の連動化、R8 <u>地域公共交通計画別紙</u> について承認を得る。

#### 19. 利用者等の意見の反映状況

令和元年11月、利便性の強化と潜在的利用者掘り起こしのための情報収集を目的に、乗合タクシー運行区域の全世帯を対象にアンケート調査を実施した結果、増便や時間帯に対しての要望が多くみられた。この結果を受け、より詳細なニーズを捉えるため、令和2年4～5月に乗合タクシー利用者に対してさらにアンケート調査を実施した。計2回のアンケート結果をもとに、令和2年10月から市木ルートは3便、他3ルートは1便増便することで利便性の強化と利用者の増加に努めた。

令和3年5月、利用者から大野ルートの時間変更に関する要望があり、利用者へ聞き取り調査を実施。この結果をもとに、令和3年7月から大野ルート4便の時間変更を行った。

令和5年10月、運行地域の市民へアンケート調査を行った結果、誰でも自宅前で乗降できるようにすることの要望が多くみられたことから、令和6年5月より「ドア・ツー・ドア方式」の実証運行を開始した。

令和6年12月、利用者から市北部での運行に関する要望があり、実証運行を行った。実証運行後、利用者アンケートを行い、本格運行に対するニーズは一定数確認されたことから、令和7年10月より本格運行する予定としている。

併せて、利用者より既存のルート（小谷ルート）についての延伸及び協和地区（実証運行を行った3地区と中央地区の間に位置する地区）の追加、並びに中央地区の停留所増設についても以前より要望が多くあったことから、これら3点についても令和7年10月に開始する予定としている。

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）鹿児島県垂水市上町114番地

（所 属）垂水市企画政策課地域振興係

（氏 名）村山 徹

（電 話）0994-32-1143(直通)

（e-mail）t\_kikaku@city.tarumizu.lg.jp

# 事前予約型乗合タクシー運行ルート図 (鹿児島県垂水市)

- 事前予約型乗合タクシー
- 地域間幹線バス系統 鹿児島交通 「垂水～志布志線」
- 補助対象地域間幹線系統 鹿児島交通 「垂水中央病院～志布志線」
- 補助対象地域間幹線系統 鹿児島交通 「垂水港～桜島港線」
- 停留所

